

教育プラザにおける新型コロナウイルス感染防止に係る施設利用のご協力依頼 (令和2年10月1日以降 当面の間の施設利用のお知らせ)

(参照)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室通達・
(公財)全国公民館連合会ガイドライン等

【教育プラザ利用の共通事項】

◆ 利用に当たって順守いただきたい事項

- ・ **マスクは必ず、着用**してください。
- ・ **風邪症状の確認**をしてください。
- ・ **来館前に検温を実施**してください。
- ・ 入館・入室時には、必ず**アルコール消毒液での手指の消毒**をしてください。
- ・ 研修室等貸館については、**定員の半数以下**で利用してください。(その他施設は個別チラシ記載)
- ・ 研修室等貸館については、**30分ごとに、2方向での換気を実施**するとともに、**出入り口は常時開放**してください。
- ・ 研修室等貸館・体育館の団体利用の場合、来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、必ず名簿を作成してください。また、この名簿情報は必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることもあらかじめご了承ください。
- ・ 団体利用の場合は、利用報告書を提出してください。(貸館等：様式1 体育館：様式2)
- ・ **研修室で食事をとられる場合は、2号館2階総合事務室までの申し出が必要です。**
(新しい生活様式に沿った食事のとり方のルールをお伝えします)
※ なお、廊下・ホール等フリースペースでは、引き続き、食事はとれませんのでご理解願います。
- ・ なお、活動交流室りすは、ご利用頂けません。

◆ 利用に当たって協力いただきたい事項

- ・ 大きな声を出すことや歌うこと、管楽器(オカリナ・尺八等)など強く息を吹く楽器使用、呼気が激しくなる室内運動(体育館除く)や行為の自粛をお願いいたします。

◆ 教育プラザとして実施している事項

- 3密対策
 - ・ 換気と呼びかける館内放送をいたします。(10時・15時 ただし1号館3・4階除外)
 - ・ 各研修室等の椅子を諸室定数の半数の設置とさせていただきます。
 - ・ 感染防止の透明幕を設置しています。(総合受付・事務室受付・ファミサポ受付)
- 消毒対策
 - ・ 必要な箇所に、アルコール消毒液を設置しています。
(こども情報室、ティーサポ室、子育て広場2、体育館2、その他玄関・廊下等へ10カ所)
 - ・ テーブル、ドアノブ、手すり、トイレ、エレベーターボタン等不特定多数の利用箇所は、1日2回以上消毒しています。
 - ・ 使用があった部屋については、翌日の午前までに消毒を徹底しています。
- その他
 - ・ 諸室前に掲示している利用内容は、教育プラザホームページにも掲載していますので、ご確認願います。
 - ・ 今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況により、現在の対応に変更等があることも、あらかじめご了承ください。

【各施設利用個別事項】

施設ごとにご利用内容が異なっているため、詳しくは掲示してある個別のチラシ内容もご参照願います。